

# 定款変更点

| 章          | 条    | 旧   | 新  |
|------------|------|---|--|
| 第2章        | 第6条2 | 正会員は保険業条第276条により登録された損害保険代理店の代表者とする。  | 正会員は保険業条第276条により登録された損害保険代理店の代表者(保険会社、統括代理店(法人)と三者で代理店業務委託契約を締結し、統括代理店と共同して代理店業務を行う募集人1名の個人代理店(以下、「勤務型代理店等」という。))を除く。)とする。   |
| 第2章        | 第6条3 | 一般会員は、正会員が代表する損害保険代理店の役員、使用人として保険業法第302条により届け出がなされた者とする。  | 一般会員は、正会員が代表する損害保険代理店の役員、使用人として保険業法第302条により届け出がなされた者並びに勤務型代理店等とする。   |
| 第2章        | 第10条 | 会員は次の各号の一つに該当する場合には、退会するものとする。<br>一 退会届の提出<br>二 会員資格の喪失<br>三 その他法に規定する事由  | 会員は次の各号のひとつに該当する場合には、退会するものとする。<br>一 退会届の提出<br>二 会員資格の喪失<br>三 <u>第8条第2項に定める会費を納付せず理事会の決議があったとき。</u><br>四 その他法に規定する事由   |
| 第2章        | 第11条 | 会員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会の決議によりこれに戒告を与え、又は除名することができる。<br>一 本会の名誉又は信用をき損したとき<br>二 本会の目的に反し、又は秩序を乱す行為があったとき<br>三 会員としての義務を怠ったとき | 会員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会の決議によりこれに戒告を与え、又は除名することができる。<br>一 本会の名誉又は信用をき損したとき<br>二 本会の目的に反し、又は秩序を乱す行為があったとき<br>三 <u>第8条第2項を除く</u> 会員としての義務を怠ったとき   |
| 入会金および会費規則 | 第2条  | (追加)  | (会費の納入)<br>第2条 会費の納入方法は、次の各号のとおりとする。<br>(1) 正会員は、年一回払い及び年二回払いとする。<br>(2) 一般会員および賛助会員は、年一回払とする。   |
| 入会金および会費規則 | 第3条  | (追加)  | (会費の納入期限)<br>第3条 会費の納入期限は、次の各号のとおりとする。<br>(1) 既会員の場合<br>・年一回払いは、その年の6月末日とする。 ・年二回払いは、6月末日及び11月末日とする。<br>(2) 新規会員の場合<br>・入会日とする。  |
| 入会金および会費規則 | 第4条  | (追加)  | 第4条 会費納入期限が経過したにもかかわらず、会員が会費の納入しないときは、本会から会員に対して期限を定めて督促を行う。<br>2. 前項の督促期限を経過したにもかかわらず、さらに会員が会費を納入しないときは、再度期限を定めて督促を行う。<br>3. 前項の再度の期限を経過してもなお会費を納入されない場合を「会費の不払」とする。ただし、理事会の決議をもって「会費の不払」を認定する。 |